

【 検査 】

402 超音波検査の算定（稽留流産確定後の進行流産）について

《令和6年12月27日》

○ 取扱い

稽留流産確定後の進行流産（不全流産・完全流産）の診断時のD215超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

稽留流産は、胎芽又は胎児が子宮内で死亡した後、出血や腹痛等の流産の症状がなく子宮内に留まっている状態のものである。

経過としては、手術により子宮内容物を除去する場合と、自然経過で出血、腹痛を伴う子宮収縮、子宮口開大をきたし子宮内容物が体外に排出される場合があり、進行流産（不全流産又は完全流産）への推移に伴う病態の変化を観察するための超音波検査は有用である。

以上のことから、稽留流産確定後の進行流産（不全流産・完全流産）の傷病名に対する診断時のD215超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）の算定は、原則として認められると判断した。